○総務省告示第二百五十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民主党から訂正の報告があったので、平成二十六年総務省告示第三百五十号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年七月二十八日　　総務大臣　山本　早苗

〔民主党〕民主党福岡県第４総支部の項７及び８を次のように改める。

7　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	3,478,840
人件費	2,301,400
光熱水費	73,791
備品・消耗品費	330,940
事務所費	772,709
政治活動費	202,930
組織活動費	145,990
機関紙誌の発行その他の事業費	56,940
機関紙誌の発行事業費	56,940
合　　計	3,681,770

8　支出項目別金額の内訳

（備品・消耗品費）

一件五万円未満の計	330,940		
合　　計	330,940		

（事務所費）

支出の目的	金　額	氏　名	住　所
エアコン修繕費	94,500	水研工業㈱	春日市
事務所家賃	75,000	渋田　敏治	古賀市
〃	75,000	〃	〃
〃	75,000	〃	〃
〃	75,000	〃	〃
〃	75,000	〃	〃
〃	75,000	〃	〃
〃	75,000	〃	〃
一件五万円未満の計	153,209		
合　　計	772,709		

（組織活動費）

一件五万円未満の計	145,990
合　　計	145,990

（機関紙誌の発行事業費）

支出の目的	金　額	氏　名	住　所
郵送代	56,940	日本郵便㈱	千代田区
合　　計	56,940		

〔民主党〕総括文書（支部分）の要旨の項６を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	3,044,955,388
人件費	1,789,385,378
光熱水費	60,267,554
備品・消耗品費	299,671,983
事務所費	895,630,473
政治活動費	1,638,302,892
組織活動費	332,794,485
選挙関係費	399,283,590
機関紙誌の発行その他の事業費	876,140,925
機関紙誌の発行事業費	290,713,062
宣伝事業費	582,776,204
その他の事業費	2,651,659
調査研究費	30,128,892
合　　計	4,683,258,280

〔民主党〕総括文書（本部及び支部分）の要旨の項６を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	5,055,491,000
経常経費	4,174,539,377
人件費	2,463,136,334
光熱水費	83,353,298
備品・消耗品費	368,446,838
事務所費	1,259,602,907
政治活動費	8,028,171,903
組織活動費	726,752,746
選挙関係費	1,566,147,675
機関紙誌の発行その他の事業費	5,370,628,907
機関紙誌の発行事業費	490,365,796
宣伝事業費	4,877,611,479
その他の事業費	2,651,659
調査研究費	364,642,575
合　　計	17,258,202,280

○総務省告示第二百五十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十九条第二項に規定する政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、民主党から訂正の報告があったので、平成二十六年総務省告示第三百五十一号（政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年七月二十八日　　総務大臣　山本　早苗

〔民主党〕民主党埼玉県第７総支部の項の次に次の項を加える。

民主党埼玉県第14区総支部

報告年月日　27. 6.12

1	支部政党交付金総額		3,687,000
2	支部政党交付金による支出総額		3,687,000
	支部政党交付金支出充当額総額		3,687,000
3	支部政党交付金の内訳		
	民主党本部	25. 3.11	1,000,000
	〃	25. 4.30	500,000
	〃	25. 5.28	500,000
	〃	25. 6.14	500,000